

# 第7回 岐阜県CSF有識者会議

日時：令和2年7月27日（月）  
10時00分～11時30分  
場所：岐阜県庁4階 特別会議室

## 1 農場を守る対策

- (1) 豚ワクチン接種の抗体付与状況 【資料1】
- (2) ASF（アフリカ豚熱）への備え
  - ① 国、県の取組み状況 【資料2-1】
  - ② 感染個体確認時の対応 【資料2-2、参考資料】
- (3) 県独自の施設整備の推奨基準（案） 【資料3】

## 2 野生いのしし対策

- (1) 現状と課題 【資料4、参考資料】
- (2) 今後の対策の進め方 【資料5、参考資料】

## 3 その他報告事項

- (1) CSF発生農家の再開状況 【資料6】
- (2) 飼養衛生管理指導等計画の策定 【資料7】

## 第7回 岐阜県CSF有識者会議 出席者名簿

### ■委員

(50音順、敬称略)

青木 博史	日本獣医生命科学大学 獣医学部 准教授 (微生物学、感染症学)	Web
浅井 鉄夫	岐阜大学大学院 連合獣医学研究科 教授 (動物感染症制御学)	
石黒 利治	(公社)岐阜県獣医師会 会長	
伊藤 貢	(有)あかばね動物クリニック 獣医師 一般社団法人 日本養豚開業獣医師協会 理事	
江口 祐輔	国立研究開発法人 農業・食品産業技術総合研究機構 西日本農業研究センター 畜産・獣害研究領域鳥獣害対策技術グループ長	Web
小寺 祐二	宇都宮大学 農学部 雑草と里山の科学教育研究センター 准教授	Web
山本 健久	国立研究開発法人 農業・食品産業技術総合研究機構 動物衛生研究部門 ウイルス・疫学研究領域疫学ユニット長 国拡大CSF疫学調査チーム委員	Web

### ■ワーキンググループ アドバイザー

迫田 義博	北海道大学大学院 獣医学研究院微生物学教室 教授	Web
-------	--------------------------	-----

### ■オブザーバー

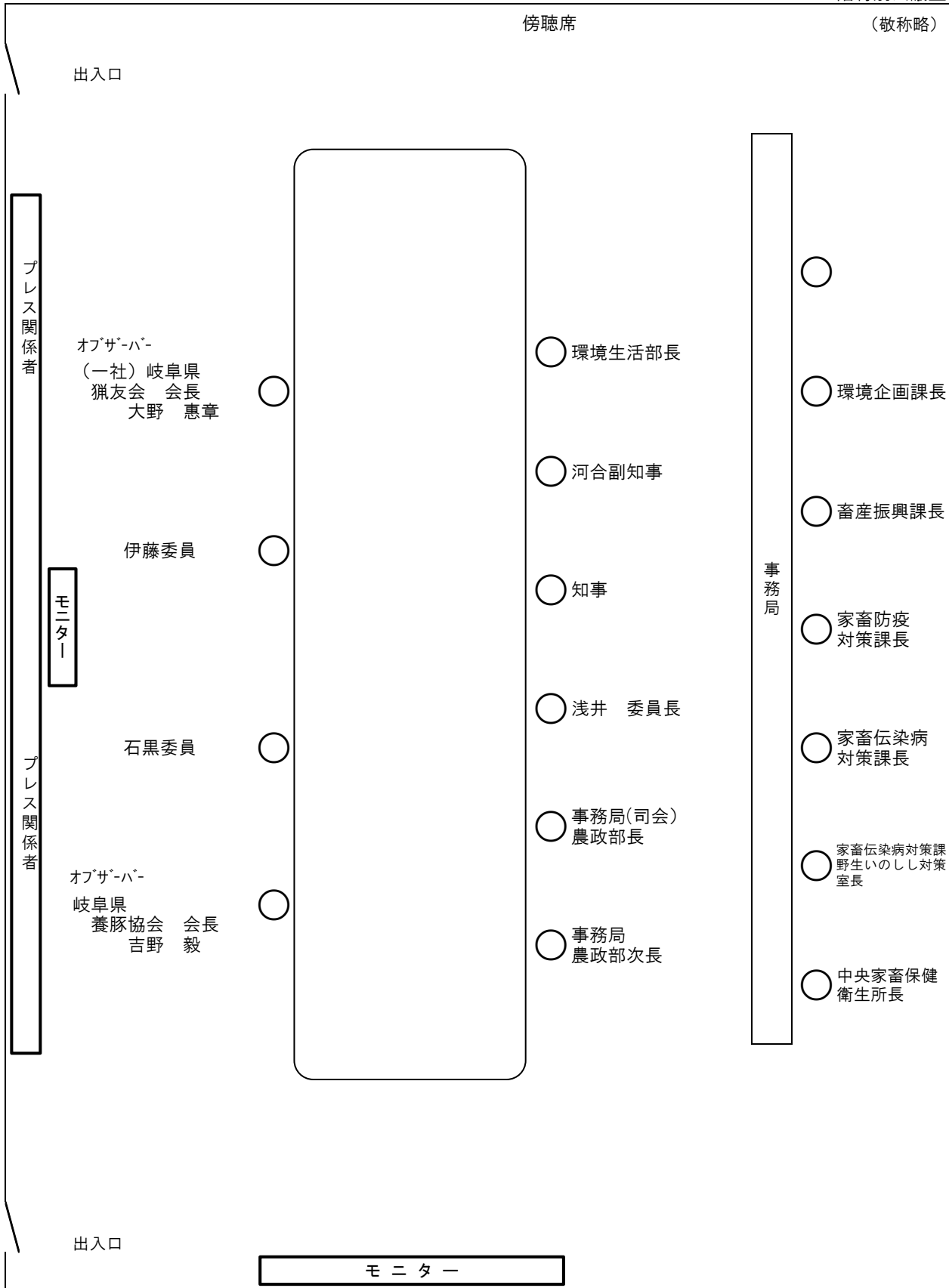
山本 実	農林水産省 消費・安全局 総務課 CSF対策チーム長	Web
菊池 栄作	農林水産省 消費・安全局 動物衛生課 課長補佐	Web
吉野 毅	岐阜県養豚協会会長	
大野 恵章	(一社)岐阜県猟友会会長	

### ■県関係

古田 肇	岐阜県 知事
河合 孝憲	岐阜県 副知事
長尾 安博	岐阜県 農政部長
西垣 功朗	岐阜県 環境生活部長
平野 孝之	岐阜県 農政部次長

# 第7回 岐阜県CSF有識者会議配席図

令和2年7月27日(月)  
4階特別会議室



## 豚等へのCSF ワクチン接種状況

## 1 免疫付与状況確認検査の状況

- 実施時期 初回接種概ね4週間以上経過後、その後6ヵ月ごと
- 接種実績 115,687頭（R2.6末現在）
- 検体数等 1農場少なくとも30頭（原則として各豚舎から5頭以上）
- 検査結果

【令和2年4月1日～7月10日】

区分	対象施設	検査頭数	陽性頭数	免疫付与率
繁殖豚等	17	381	365	96%
肥育豚	16	440	310	70%
計	実21	821	675	82%

&lt;参考：第1回検査（R1.11～12）&gt;

区分	対象施設	検査頭数	陽性頭数	免疫付与率
繁殖豚等	16	233	209	90%
肥育豚	14	346	343	99%
計	実19	579	552	95%

- ・現時点における全体の免疫付与率については、初回一斉接種後より低下したものの、80%以上を維持。
- ・一方で、ワクチン接種豚から産まれた子豚において、母豚からの移行抗体の影響により免疫付与率の低下がみられるため、より適切なワクチン接種時期の検討が必要。

## 2 今後の対応

## (1) 追加接種の実施

- 免疫付与率が80%に満たない豚舎又は接種群は、国と協議の上、原則として当該豚舎又は接種群全頭に追加接種を実施。

## (2) 免疫付与率を高めるためのワクチン接種時期の検討

- 子豚の移行抗体確認調査を踏まえ、ワクチン接種豚から産まれた子豚へのより適切なワクチン接種時期を検討

### <移行抗体確認調査>

- ・子豚の移行抗体保有状況を2週齢から6週齢時に調査
- ・母豚の免疫付与状況が子豚の移行抗体に与える影響について調査
- ・調査時期：令和2年4月～9月
- ・調査項目：抗体検査（エライザ検査、中和試験）

- ・子豚の移行抗体陽性率（エライザ検査、令和2年7月10日時点）

	2週齢	3週齢	4週齢	5週齢	6週齢
移行抗体陽性率	100%	85%	100%	94%	70%
(陽性頭数/検査頭数)	(5/5)	(34/40)	(10/10)	(15/16)	(28/40)

※ 子豚の移行抗体陽性率は40日齢を過ぎても高率である。

※ 今後、中和試験を実施し、抗体価を把握することにより移行抗体の消失時期を推定し、より適切な接種時期を検討。

### 【以下参考：ワクチン接種の経過】

#### 〔令和元年度〕

- 10月25・26日 養豚農場等で初回一斉接種を実施（19施設39,888頭）
- 10月31日～ 養豚農場等の継続接種（※）
- 11月25日～12月19日 初回一斉接種後の免疫付与状況確認検査を実施（19施設579頭、免疫付与率95%）

#### 〔令和2年度〕

- 4月13日～ 繁殖豚等への2回目接種を開始
- 4月27日～ 2回目の免疫付与状況確認検査及び仔豚の移行抗体確認調査を開始

### ※ 継続接種の概要

#### ① 肥育豚

- ・接種時期 30～60日齢に接種（各農場において概ね1週間ごとに接種）
- ・接種頭数 毎月約10,000頭

#### ② 繁殖豚等6ヵ月以上飼養する豚

- ・接種時期 初回接種6ヶ月後に接種、その後1年に1回（同一個体には最大4回）
- ・接種頭数 約4,700頭

## 入国制限緩和と A S F 対策の取組み状況

### 入国制限緩和の状況 ※報道ベース

#### 【入国制限緩和の方向性】

- ・ 新型コロナの感染拡大防止のため、政府は129カ国・地域からの外国人を原則入国拒否としている。（日本からの入国制限は140カ国・地域）
- ・ 渡航制限の緩和は、感染状況が落ち着いたベトナムとの間で先行実施。6月末にはベトナムに臨時便を運航して一部往来が再開した。
- ・ このほか、タイ、オーストラリア、ニュージーランドとも協議し、台湾、シンガポール、ブルネイなどへの拡大も検討している。ビジネス目的を優先し、段階的に留学、観光まで広げる考え。
- ・ 7月1日にはEUが渡航禁止措置の対象から日本を解除。日本の外務省は欧州全域に渡航中止勧告を出しているが、日本人の往来が活発化する恐れがある。

#### <参考：ベトナムにおける A S F の発生状況>

初発生：2019年2月1日

直近：2020年7月1日

発生数：6, 122件

飼養頭数：約2, 815万頭

### 国の A S F 対策

#### 【水際検疫の強化】

- 家畜防疫官の増員（R2年度491名体制）、検疫探知犬の増頭（R2年度末140頭体制）
- 畜産物の違法持込みへの対応の厳格化（警告書の交付、違反者情報の記録、2019年4月以降6件9名の逮捕者）
- 国際郵便の検査強化
- 高リスク便に対する検査の重点化（探知犬、口頭質問）
- 国内の空海港における靴底消毒（消毒マットの設置）、車両消毒の徹底

- 発生国への注意喚起
  - ・中国、ベトナム、韓国国内のSNS、旅行代理店等を通じた注意喚起
  - ・注意喚起動画をYouTube配信（英語、中国語、ベトナム語 他）
  - ・航空会社等へ機内アナウンス依頼（日本向け中国便、韓国便の9割）
- 税関申告書の様式の変更
- 家畜防疫官の権限等の強化（家伝法の改正）
  - ・出入国者の畜産物の携行について、家畜防疫官の質問、検査権を規定
  - ・違反畜産物について、家畜防疫官が廃棄できるよう規定
  - ・輸出入検疫に関する罰則を強化
- 関係機関を通じた外国人技能実習生への注意喚起

### 【飼養衛生管理の徹底、強化】

- 知事が、助言・指導を経ずに勧告・命令できるよう措置（家伝法の改正）
- 飼養衛生管理に関する罰則強化（家伝法の改正）
- 飼養衛生管理に係る責任者の新設（家伝法の改正）
- 飼養衛生管理マニュアルの作成（家伝法の改正）
- 衛生管理区域の運用の厳格化（家伝法の改正）
- 野生動物侵入防護柵、防鳥ネットの設置（家伝法の改正）
- エコフィールドの加熱の厳格化（家伝法の改正）

### 【予防的殺処分への位置づけ】

- 予防的殺処分の対象疾病にASFを追加（家伝法の改正）

## 県のASF対策

### 【国への提言活動】

- 全国知事会にCSF対策PTを設置し、ASF対策を含む提言活動を実施
  - ・国は予防的殺処分、水際対策の強化等を位置付けるため家伝法を改正
- 直近（6/4）の全国知事会では、アフターコロナにおけるASF対策を提言

### 【農場を守る対策】

- 衛生管理強化に必要な取組みをソフト・ハード両面で支援（R2：1億円）
- 施設整備に係る県独自の推奨基準や事例集等の作成（作成中）
- 農場関係者に対する衛生管理強化に関する研修会等の開催（準備中）
- 地域一体での防疫強化に向けた「地域防疫を考える会」の開催（準備中）

### 【野生いのしし対策】

- 死亡個体の全頭ASF検査（6月末時点で46頭検査、全て陰性）
- 捕獲の強化（年間1万5千頭を目標に捕獲を強化）

### 【一般向け対策の強化】

- 遊歩道の入口に消毒剤を設置（R2.6現在：22カ所）
- 遊歩道の入口に石灰帯を設置（R2.6現在：72カ所）
- 食べ残し残渣適正処理啓発看板の設置（R2.6現在：登山道等に158カ所）



## 全国知事会における提言の概要

本年6月に開催された全国知事会において、アフターコロナを見据えたCSF・ASF対策についての国への提言を決議した。

### <認識している課題>

- 韓国、ベトナム、カンボジアなど、アジアだけでも13の国と地域にASFが拡大（R2年5月時点）。
- これまでに我が国の空海港で、ASFウイルス陽性の豚肉製品の持ち込みが88例（R2年2月時点）確認。
- 今後、新型コロナ感染が終息に向かい、再び海外からの観光客や労働者を多く迎え入れるようになるなど、国内外の人・モノの移動が活発になれば、ASFの国内侵入・拡散のリスクが高まる。

### <提言の概要>

#### 【国内侵入防止のための水際対策強化】

- ASFの国内侵入に備え、水際対策の更なる強化を図るとともに、野生いのししへの感染が発生した場合には、国自ら早期の封じ込めを図るなど、水際対策とまん延防止策を一連で行うための体制を構築するため、所要の予算措置を行うこと。

#### 【ウイルス拡散を防ぐ野生いのしし対策】

- 野生いのしし対策について、国主体で全国的な浸潤状況等を調査分析のうえ、終息に向けた統一的な対処方針を策定するとともに、捕獲や経口ワクチン散布などの対策に必要な予算を確保すること。

#### 【最後の砦となる農場を守る対策】

- 家畜伝染病予防法や養豚農業振興法の改正の趣旨を踏まえ、都道府県が定める飼養衛生管理指導等計画に位置づけて行う施設整備に対する補助制度を創設するとともに、発生農家や産地の再生に向けた支援策の充実を図ること。

# アジアにおけるASFの発生状況

農林水産省HPより

■：2018年8月以降発生があった国、地域

■：発生箇所

## インド

初発生：2020年1月26日  
発生数：豚11件  
(直近の発生：2020年4月23日、豚)  
豚飼養頭数：約848万5240頭

## ミャンマー

初発生：2019年8月1日  
発生数：豚3件  
(直近の発生：2020年6月28日、豚)  
豚飼養頭数：約1293万4454頭

## ラオス

初発生：2019年6月2日  
発生数：豚139件、野生いのしし2件  
(直近の発生：2019年9月5日、豚)  
豚飼養頭数：約382万4663頭

## カンボジア

初発生：2019年3月22日  
発生数：豚13件  
(直近の発生：2019年7月8日、豚)  
豚飼養頭数：約176万952頭

## ベトナム

初発生：2019年2月1日  
発生数：豚6122件  
(直近の発生：2020年7月1日、豚)  
豚飼養頭数：約2815万1948頭

## インドネシア

初発生：2019年9月4日  
発生数：豚465件  
(直近の発生：2019年9月4日、豚)  
豚飼養頭数：約854万2000頭

## モンゴル

初発生：2019年1月9日  
発生数：豚11件  
(直近の発生：2019年2月6日、豚)  
豚飼養頭数：約2万7819頭

## 北朝鮮

初発生：2019年5月23日  
発生数：豚1件  
(直近の発生：2019年5月23日、豚)  
豚飼養頭数：約261万1312頭

## 韓国

初発生：2019年9月17日  
発生数：豚14件、野生いのしし670件  
(直近の発生：2020年7月13日、野生いのしし)  
豚飼養頭数：約1133万2812頭

## 中国

初発生：2018年8月3日  
発生数：豚179件、野生いのしし4件  
(直近の発生：2020年5月30日、豚)  
豚飼養頭数：約4億4158万9200頭

## 香港

初発生：2019年5月2日  
発生数：豚3件 ※同一のと畜場における発生  
(直近の発生：2019年9月3日、豚)  
豚飼養頭数：約15万3458頭

## フィリピン

初発生：2019年7月25日  
発生数：豚365件  
(直近の発生：2020年6月10日、豚)  
豚飼養頭数：約1260万4441頭

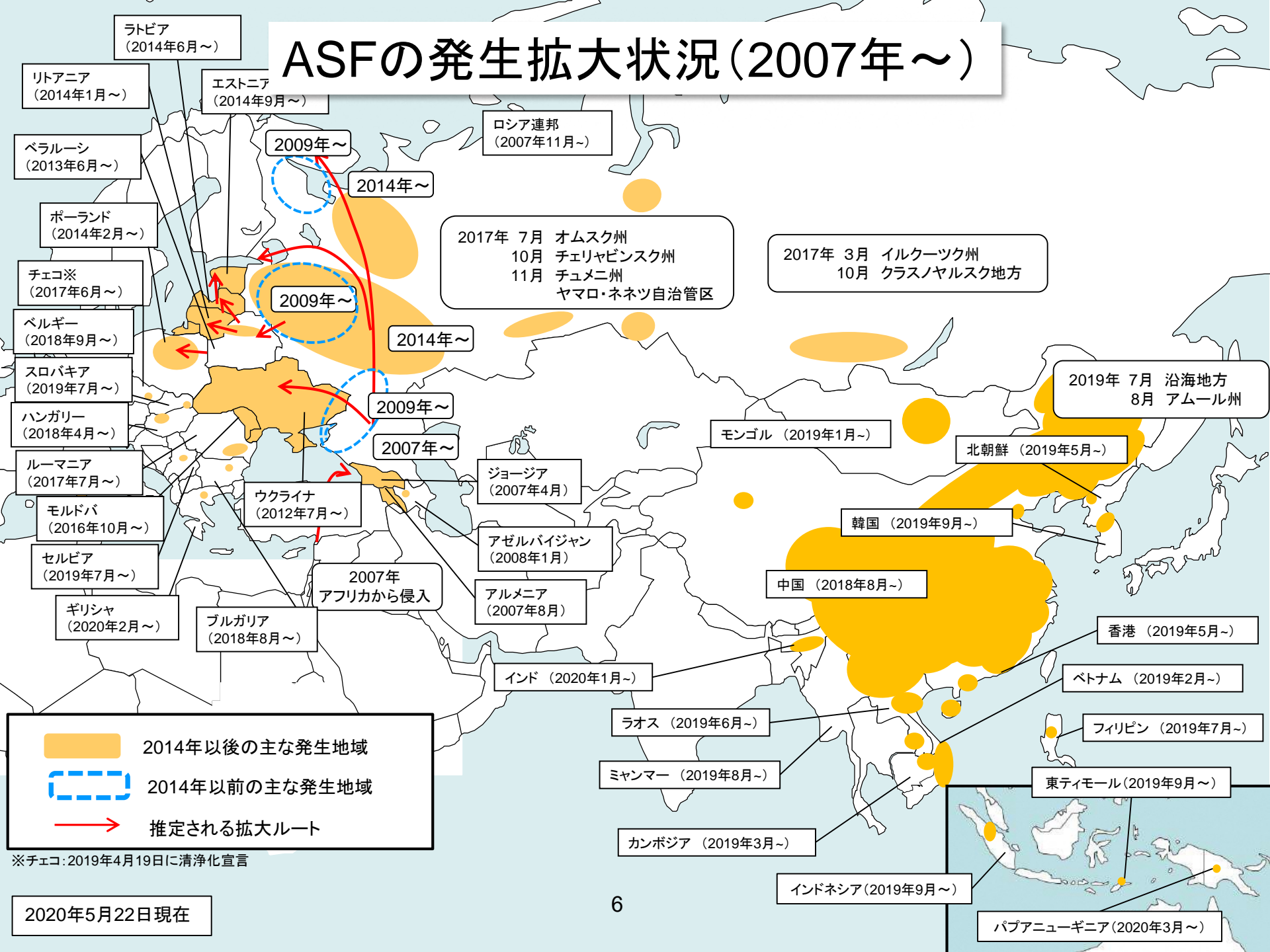
## 東ティモール

初発生：2019年9月9日  
発生数：豚126件  
(直近の発生：2019年12月17日、豚)  
豚飼養頭数：約39万2281頭

赤字は更新箇所  
OIE報告等の情報を元に作成  
発生日：OIE報告による発生が確認された日  
飼養頭数：FAO統計(2018)による

2020年7月9日現在

# ASFの発生拡大状況(2007年～)



ラトビア (2014年6月～)

リトアニア (2014年1月～)

エストニア (2014年9月～)

ロシア連邦 (2007年11月～)

ベラルーシ (2013年6月～)

2009年～

2014年～

ポーランド (2014年2月～)

2017年 7月 オムスク州  
10月 チェリャビンスク州  
11月 チュメニ州  
ヤマロ・ネネツ自治管区

2017年 3月 イルクーツク州  
10月 クラスノヤルスク地方

チェコ※ (2017年6月～)

2009年～

ベルギー (2018年9月～)

2014年～

スロバキア (2019年7月～)

ハンガリー (2018年4月～)

2009年～

ルーマニア (2017年7月～)

2007年～

モルドバ (2016年10月～)

ウクライナ (2012年7月～)

ジョージア (2007年4月)

モンゴル (2019年1月～)

北朝鮮 (2019年5月～)

セルビア (2019年7月～)

アゼルバイジャン (2008年1月)

韓国 (2019年9月～)

ギリシャ (2020年2月～)

ブルガリア (2018年8月～)

アルメニア (2007年8月)

中国 (2018年8月～)

香港 (2019年5月～)

インド (2020年1月～)

ラオス (2019年6月～)

ベトナム (2019年2月～)

ミャンマー (2019年8月～)

フィリピン (2019年7月～)

カンボジア (2019年3月～)

東ティモール (2019年9月～)

インドネシア (2019年9月～)

バブアニューギニア (2020年3月～)

※チェコ: 2019年4月19日に清浄化宣言

## A S F 防疫指針に基づく感染発生時の主な防疫対応

◎は対応内容の検討が必要な項目

項 目	Ⅰ 飼養豚で発生した場合		Ⅱ 野生いのししで発生した場合	
	農場等における防疫対応	野生いのしし対策	農場等における防疫対応	野生いのしし対策
発生農場・確認地点 ～1 km 圏内	【感染疑い】 ・該当農場の移動制限、立入制限、消毒	—	—	【感染疑い】 ・確認地点の消毒の徹底 ・防護柵等による囲い込みの実効性確認 ・個体数削減に向けた捕獲体制の確認 ◎確認地点付近の生息状況等の確認
	【感染確定】 ・農場周辺の通行の制限又は遮断 ・感染経路究明のために行う検体の採材 ・発生農場の防疫措置 （粘着シート、殺鼠剤等の散布を含む） ・1km 圏内農場を含む消石灰の散布等 ・消毒ポイントの設置 ・家畜市場等で発生した際の移動制限の設定	—	【感染確定】 ・近隣の農場周辺への消毒ポイントの設置	【感染確定】 ・確認地点への立入制限 ・周辺の山道の出入口への消毒ポイントの設置（一般車両、通行人含む） ・確認地点の消毒徹底と速やかな焼埋却
3 km 圏内	【感染疑い】 ・移動自粛の指導、疫学情報の収集 ・飼養状況の把握	—	—	—
	【感染確定】 ・移動制限区域の設定、消毒ポイントの設置 ・と畜、豚を集合させる催物、放牧の停止 ・と畜場、化製処理施設等への消毒の命令 ・24 時間以内の立入検査 ◎予防的殺処分の決定の際の農水大臣から知事への意見聴取 ・予防的殺処分の実施	【感染確定】 ・発生農場の周囲における野生いのししの感染確認検査	【感染確定】 ・農場周辺の通行の制限又は遮断  ◎予防的殺処分の決定の際の農水大臣から知事への意見聴取 ・予防的殺処分の実施	【感染確定】 ◎死亡個体の積極的な搜索と P C R 検査
10km 圏内	—	—	【感染疑い】 ・農場戸数、飼養頭数の確認 ・農場に対する移動自粛指導	—
	【感染確定】 ・搬出制限区域の設定、消毒ポイントの設置 ・健康観察の徹底、死亡頭数等の報告徴求 ・豚を集合させる催物の停止  ・農場の飼養衛生管理状況の確認 ・直ちに改善が必要な場合の勧告、命令	—	【感染確定】 ・移動制限区域の設定、消毒ポイントの設置 ・健康観察の徹底、死亡頭数等の報告徴求 ・と畜、豚を集合させる催物、放牧の停止 ・と畜場、化製処理施設等への消毒の命令 ・立入検査による特定症状の確認 ・農場の飼養衛生管理状況の確認 ・直ちに改善が必要な場合の勧告、命令	【感染確定】 ・死亡・捕獲個体の P C R 検査 ◎3 km 圏の外接地域における捕獲強化 ◎防護柵等による囲い込み（可能な限り）

## 【今後の検討課題】

○半径 500m～3km 圏内の予防的殺処分に係る知事意見提出にあたっての判断基準の整理

○野生いのししでの A S F 発生時の県の初動対応の検討

- |   |   |
|---|---|
| <ul style="list-style-type: none"> <li>・隣県で野生いのししに A S F が発生した際の対応</li> <li>・3 km 圏の内外における捕獲強化体制</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>・感染いのしし確認地点 3 km 圏内における積極的な搜索体制</li> <li>・柵等による囲い込みの可否と実施方法</li> </ul> |
|---|---|

## 農場の飼養豚におけるASF感染確認時の防疫対応

	項目	防疫指針の規定（措置内容）	県の対応	
1. 発生予防対策	(1) 平時からの取組み	①海外における最新の発生状況等についての関係者への周知	平時から実施中（家畜防疫対策課、各家畜保健衛生所）	
		②外国人労働者、技能実習生等の窓口団体、受入農場等への飼養衛生管理基準の周知		
		③関連事業者への飼養衛生管理基準の周知、消毒設備の設置等の指導		
		④農場毎の飼養頭数、埋却地等の把握、地図情報システム等での整理		
		⑤防疫に必要な人員確保、消毒ポイントの調整・整理、資材・薬品等の備蓄、重機・操縦者等の調達先の確認、死亡豚保管場所の確保 ※資材、重機等の調達については、可能な限り防疫協定を締結		平時から実施中（家畜防疫対策課、各農林事務所、各家畜保健衛生所） ・建設業協会、JAサポートと協定を締結・再締結中
		⑥殺処分にかかる埋却地の確保支援		埋却地調査含め平時から実施中（家畜防疫対策課、各家畜保健衛生所）
		⑦農家に対する食品残渣給与の確認、適正な加熱処理等の指導		平時から実施中（畜産振興課、家畜防疫対策課、各農林事務所、各家畜保健衛生所）
	(2) 発生に備えた体制の構築・強化	①飼養衛生管理指導、家畜防疫員の確保、非常勤の家畜防疫員・重機等操縦者・他県への応援家畜防疫員のリストアップ	平時から実施中（家畜防疫対策課、各家畜保健衛生所）	
		②近隣県、市町村、警察、自衛隊、獣医師会等との連絡体制の整備	整備済み（家畜防疫対策課、各農林事務所、各家畜保健衛生所）	
		③防疫演習の実施、家畜防疫員の育成、発生時のと畜場等関連事業者との役割分担の整理等	定期的な演習（机上含む）を実施（家畜防疫対策課、各家畜保健衛生所）、今後も実施予定	
		④総務部局、精神保健部局との防疫措置時の相談窓口設置等の調整	調整済み（家畜防疫対策課、農政課）	
		⑤家畜保健衛生所と民間獣医師、民間検査機関との連携強化	平時から実施中（各家畜保健衛生所）	
		⑥防疫責任者の在任期間の長期化、異動の際の十分な引継ぎ	平時から実施中（家畜防疫対策課）	
(3) 浸潤状況調査と野生いのしし対策	①年1回の農場への立入検査、異常豚の病性鑑定の実施	平時から実施中（各家畜保健衛生所）		
	②全ての病性鑑定事例について、解剖検査、ASF抗原検査を実施			
	③野生いのしし生息状況の把握、積極的な検体収集、感染調査の徹底	平時から実施中（野生いのしし対策室、各家畜保健衛生所）		
	④上記①～③の調査結果の国への報告（陽性の場合はその都度）	平時から実施中（家畜防疫対策課、各家畜保健衛生所）		
2. 豚における防疫対応	(1) 異常豚の発見、検査の実施等	①異常豚の国への報告、農場への家畜防疫員の派遣、移動自粛の指導	CSF対応に準じて実施（家畜防疫対策課、各家畜保健衛生所）	
		②異常豚発生農場における臨床検査の実施、特定症状の国への報告		
		③国への検体送付、家保におけるPCR検査の実施、他疾病の検査		
		④当該農場の移動制限の実施、立入制限、消毒、3km圏内の農場への移動自粛の指導、疫学情報の収集・国への提出		
		⑤畜舎の配置、周辺農場の飼養状況の把握、防疫措置の人員・資材、埋却地等の確保、消毒ポイントの選定、市町村・近隣県への連絡等		
		⑥と畜場で異常豚を発見した際の②④の実施、必要に応じ他県へ連絡		
	(2) 病性判定時の措置	①豚所有者、市町村、獣医師会、警察、自衛隊、近隣県等への連絡	家畜防疫対策課、各家畜保健衛生所等が対応	
		②対策本部の開催、役割分担、連絡体制の構築	農政課、家畜防疫対策課、家畜伝染病対策課が対応	
		③報道機関への公表（農林水産省と同時に）	農政課、畜産振興課、家畜防疫対策課、家畜伝染病対策課が対応	
		④疫学調査、防疫措置、移動制限、消毒ポイント等の人員確保、国報告	CSF対応に準じて実施（畜産振興課、家畜防疫対策課、各家保、各農林）	

(3) 発生農場における防疫措置	・と殺、死体等の焼埋却処理、畜舎の消毒、殺鼠剤・殺虫剤の散布等	C S F 対応に準じて実施（家畜防疫対策課をはじめ全所属）
(4) 通行の制限、遮断	①発生農場周辺の通行の制限又は遮断	C S F 対応に準じて実施（各農林事務所）
	②関係市町村の住民への説明	C S F 対応に準じて実施（各農林事務所、各家畜保健衛生所）
(5) 移動制限、搬出制限の設定	①発生農場の 3km 圏内の移動制限区域の設定	C S F 対応に準じて実施（畜産振興課、家畜防疫対策課、各家畜保健衛生所）
	②発生農場の 10km 圏内の搬出制限区域の設定	
	③家畜市場、と畜場での感染時には、その 1km 圏内の移動制限の設定	
	④③の場合、出荷元農場について、①②を実施	
	⑤制限区域内の農場に対する「健康観察の徹底」、「飼養衛生管理の徹底」、「毎日の死亡頭数等報告」の指導	
(6) 家畜集合施設の開催の制限等	①移動制限区域内の「と畜場でのと畜」、「家畜市場等の豚を集合させる催物」、「放牧」の停止	C S F 対応に準じて実施（畜産振興課、家畜防疫対策課、各家畜保健衛生所）
	②移動制限区域内のと畜場、化製処理施設等への消毒の命令	
	③搬出制限区域内の「家畜市場等の豚を集合させる催物」の停止	
(7) 消毒ポイントの設置	・発生農場周辺（概ね 1km 範囲内）、制限区域の境界等への消毒ポイントの設置（一般車両も消毒）	C S F 対応に準じて実施（畜産振興課、家畜防疫対策課、各家畜保健衛生所、各農林事務所）
(8) ウイルスの浸潤状況の確認等	①「2(1)④」の疫学情報、人・車の出入等による疫学調査の実施	平時から確認、発生時も再確認（家畜防疫対策課、各家畜保健衛生所）
	②疫学関連農場における「特定症状の有無の確認」、「必要な検査の実施」、「健康観察及び毎日の死亡頭数等報告の指導」	C S F 対応に準じて実施（家畜防疫対策課、各家畜保健衛生所）
	③疫学関連農場における移動制限措置の実施	C S F 対応に準じて実施（畜産振興課、家畜防疫対策課、各家畜保健衛生所）
	④A S F 発生が確認後、24 時間以内の移動制限区域内の農場への立入検査、検体採取、P C R 検査の実施、国への検体送付	家畜防疫対策課、各家畜保健衛生所が対応
	⑤患畜・疑似患畜判定時には、立入検査、直近の調査結果、これまでの指導等から、制限区域内農場の飼養衛生管理基準の遵守状況を確認	平時から実施中、立入調査を実施した時点も対応（各家畜保健衛生所）
	⑥まん延防止のため、直ちに改善が必要な場合の勧告、命令	家畜防疫対策課、各家畜保健衛生所が対応
(9) 野生いのししの感染確認検査	・発生農場の周囲の地域における野生いのししの感染確認検査を実施	野生いのしし対策室が対応
(10) 予防的殺処分	①地域と家畜の指定について、知事の意見を聴く必要あり（家伝法）	知事から農水大臣に意見
	②農場や野生いのししの状況を踏まえて国が予防殺の可否を決定	と殺は C S F 対応に準じて実施（家畜防疫対策課をはじめ全所属）
(11) ワクチン	・A S F に効果的なワクチンは開発されていないため実施しない	—
(12) 豚の再導入	①再導入予定農場への立入検査、飼養衛生管理基準の遵守状況の確認、モニター豚導入、再導入後の毎日の臨床観察、異常時の届出の指導	家畜防疫対策課、各家畜保健衛生所が対応
	②導入 2 週間後のモニター豚の臨床検査、P C R 検査	家畜防疫対策課、各家畜保健衛生所が対応
	③移動制限区域の解除後の立入による臨床検査（少なくとも 3 カ月）	
(13) 発生の原因究明	・疫学情報、豚・人・車両の出入り、飼料、海外渡航履歴、物品の移動、野生いのししの感染状況等の網羅的な検査を国と連携して実施	国の検査チームに同行（家畜防疫対策課、各家畜保健衛生所）

## 野生いのししにおけるASF感染確認時の防疫対応

項目	防疫指針の規定（措置内容）	県の対応	
1. ASF感染の疑いが生じた時点	(1) 消毒及び検体の送付	①感染が疑われる野生いのししの確認地点の消毒の徹底 ②国（動物衛生研究部門）への検体送付	平時から実施中（家畜伝染病対策課、家畜防疫対策課、環境企画課） 中央家畜保健衛生所が対応
	(2) 陽性判定時に備えた準備  〔国による遺伝子検査の結果が出るまでに、①～⑦の内容を国へ報告〕	①確認地点10km圏内農場戸数、飼養頭数の確認	C S F 対応に準じて実施（家畜防疫対策課、各家畜保健衛生所）
		②周辺農場の豚の殺処分に必要な人員、資材の確認	C S F 対応に準じて実施（家畜防疫対策課、各家畜保健衛生所等）
		③埋却地、焼却施設等の確保状況の確認	平時から実施中（家畜防疫対策課、各家畜保健衛生所）
		④消毒ポイントの設置場所の選定	C S F 対応に準じて実施（各農林事務所、各家畜保健衛生所）
		⑤市町村、隣県、関係団体への連絡	家畜防疫対策課、各農林事務所、各家畜保健衛生所が対応
		⑥10km圏内の農場への移動自粛指導	C S F 対応に準じて実施（家畜防疫対策課、各家畜保健衛生所）
		⑦防護柵による囲い込みの実効性と個体数削減の体制の確認	囲い込み実施の可否、方法を検討
2. 国によるASFの陽性判定時	(1) 関係者への連絡	・豚所有者、市町村、獣医師会、警察、自衛隊、近隣県等への連絡	家畜防疫対策課、各家畜保健衛生所が対応
	(2) 対策本部の設置	・対策本部の開催、役割分担、連絡体制の構築	農政課、家畜防疫対策課、家畜伝染病対策課が対応
	(3) 報道機関への公表	・報道機関への公表（農林水産省と同時に）	農政課、畜産振興課、家畜防疫対策課、家畜伝染病対策課が対応
3. 農場等へのウイルスの侵入防止	(1) 通行の制限、遮断  C F S、A S Fともに、必要に応じて実施する。	①確認地点周辺への不要不急の立入の制限	C S F 対応に準じて実施（各農林事務所）
		②確認地点の3km圏内の通行の制限又は遮断	
		③関係市町村の住民への説明	
	(2) 移動制限区域の設定  C S Fの場合は、ワクチン接種地域では設定しない。	①確認地点の10km圏内の移動制限区域の設定	C S F 対応に準じて実施（畜産振興課、家畜防疫対策課）
		②区域内の農場に対する「健康観察の徹底」、「飼養衛生管理の徹底」、「毎日の死亡頭数等報告」の指導	C S F 対応に準じて実施（各家畜保健衛生所）
	(3) 家畜集合施設の開催の制限等	①移動制限区域内の「と畜場でのと畜」、「家畜市場等の豚を集合させる催物」、「放牧」の停止	C S F 対応に準じて実施（畜産振興課、家畜防疫対策課、各家畜保健衛生所）
		②移動制限区域内のと畜場、化製処理施設等への消毒の命令	C S F 対応に準じて実施（畜産振興課、家畜防疫対策課、各家畜保健衛生所）
	(4) 消毒ポイントの設置  C S F：必要に応じ実施 A S F：実施	①確認地点周辺の山道の出入口、近隣の農場周辺、移動制限区域の境界等への消毒ポイントの設置（一般車両も消毒）	C S F 対応に準じて実施（環境企画課、畜産振興課、家畜防疫対策課、各農林事務所、各家畜保健衛生所）
②山道等への設置の場合は、通過する「人」の消毒も徹底		関係部局（環境）と連携して対応	
4. 野生いのしし間の感染拡大の防止	(1) ウイルスの浸潤状況の確認  A S Fのみの規定	①確認地点等の10km圏内における、死亡・捕獲いのししのPCR検査	家畜防疫対策課、中央家畜保健衛生所が対応
		②確認地点3km圏内での、死亡いのししの積極的な搜索とPCR検査	「積極的」な搜索の具体的な方策を検討
		③3km圏の外接地域における捕獲強化	捕獲強化の具体的な方策を検討
		④捕獲強化の際の防護柵等による囲い込み（可能な限り）	囲い込み実施の可否、方法を検討
		⑤移動制限区域内の農場への立入検査による特定症状の確認	C S F 対応に準じて実施（家畜防疫対策課、各家畜保健衛生所）
	(2) ウイルスの拡散防止	・猟友会等に対する、確認地点の消毒徹底と速やかな焼却の要請	C S F 対応に準じて実施（野生いのしし対策室）
	(3) 飼養衛生管理基準の遵守状況確認	①移動制限区域内の農場への立入検査、飼養衛生管理基準の遵守状況調査結果、これまでの指導等による、農場の衛生管理状況の確認	C S F 対応に準じて実施（各家畜保健衛生所）
		②まん延防止のため、直ちに改善が必要な場合の勧告、命令	発動基準を予め検討のうえ対応
5. 予防的殺処分	○予防的殺処分	①地域と家畜の指定について、知事の意見を聴く必要あり（家伝法）	知事から農水大臣に意見
		②農場や野生いのししの状況を踏まえて国が予防殺の可否を決定	と殺はC S F 対応に準じて実施（家畜防疫対策課をはじめ全所属）

# 養豚農場の飼養衛生管理のための 施設整備に係る推奨基準（案）

令和 2 年 7 月  
岐 阜 県

## I 目的

改正飼養衛生管理基準が令和 2 年 7 月に施行されたことから、これへの対応はもとより、アフリカ豚熱（ASF）を含めた家畜伝染病に強い養豚産地づくりに向け、より高いレベルの飼養衛生管理を推進する上で望ましい施設基準を示す。

具体的な整備にあたっては、農場の立地状況、周辺野生動物の存在、病原体の侵入リスクを鑑み、管理獣医師等の専門家の意見を踏まえ設計を行うものとする。

なお、飼養衛生管理の推進は施設の適切な管理・運用によりはじめて達成されるものである。したがって、従事者に過度な負担を強いることのないよう、管理・運用における労務負担も考慮した施設のデザイン、配置を行うことが望ましい。

## II 基本的な農場形態

当推奨基準では、農場外から農場内、衛生管理区域内へと、野生動物や小動物、人や車両の出入りを介して、病原体が侵入すること防止するため、基本となる農場の形態を次のとおり定める。

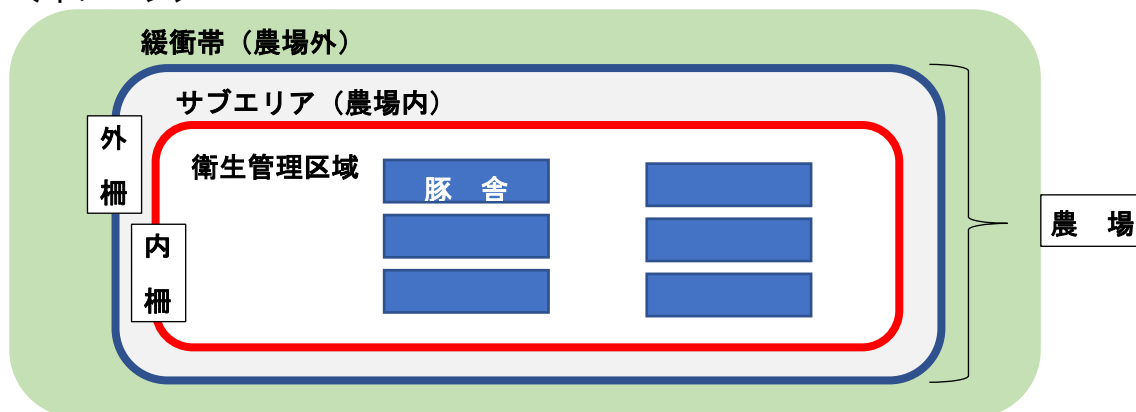
※網かけ部分は飼養衛生管理基準を上回る項目又は具体化した項目

◇農場外周を電気柵等及び防護柵（外柵）、衛生管理区域を防護柵

（内柵）で囲み、外柵と内柵の間に一定幅のサブエリアを設ける。

◇農場の外側には、野生動物の寄り付きを防止するため、周辺的环境に応じ、草刈り等を行った緩衝帯を設ける。

<イメージ>





- ・農場内外を区別する外柵は、電気柵及び金属製フェンスの二重柵構造（又は壁等の強固な構造物）とし、金属製フェンスの高さは2 m以上、電気柵と金属製フェンスの間隔は1 mとする。
- ・サブエリアと衛生管理区域を区分する内柵は農場周辺に生息する野生動物の飛び越えを防止可能な高さのフェンスとする。
- ・サブエリア及び衛生管理区域への雨水等の流入を防止するため、外柵の外側に側溝や壁等を設置する。
- ・農場内の人及び車両の通路部分はアスファルト又はコンクリート等で舗装する。
- ・飼養に関係のない者との応接や物品（郵便、宅配便及び新聞等）の受取りを行う場所（事業所の事務棟等）及び従業員の駐車場は、農場外に設置する。

### Ⅲ 農場施設・設備の基準

#### 1 車両等の出入り口

- ・サブエリア及び衛生管理区域への人及び車両の出入口は、常時、閉鎖し施錠できるようにする。
- ・サブエリアへの車両の出入口には、車両底面も含む車両全体を消毒できる機能を有する車両消毒ゲート（車両消毒槽及び噴霧器等）を設置し、衛生管理区域への出入口には再度車両を消毒できる噴霧器等を配置する。
- ・消毒場所にはコンクリート盤、排水溝を設置し、洗浄で落下した有機物を洗い流せる構造とする。
- ・サブエリアへの人への入口に専用靴に交換する設備（コンテナハウス等で入口、出口が分かれているもの）を整備する。

#### 2 事務所・更衣室等

- ・農場管理のための事務所は、衛生管理区域と衛生管理区域外の境界に配置する。
- ・衛生管理区域の入口にシャワー室及び更衣室（脱衣室及び着衣室）を設置する。
- ・脱衣室は、衛生管理区域の外側に、シャワー室及び着衣室は、衛生管理区域内に設置する。
- ・農場事務所にシャワー室と更衣室を併設する場合は、衛生管理区域と衛生管理区域外を明確に区分する。

### 3 物品等の搬入口・受入れ、持ち出し設備

- ・衛生管理区域と衛生管理区域外の境界に物品（資機材等）の搬入口を配置し、消毒装置（くん蒸庫等）を設置する。
- ・衛生管理区域内に持ち込む物品（小物類）の消毒を目的とした、紫外線殺菌ハッチ（パスボックス）を、衛生管理区域と衛生管理区域外の境界に設置する。
- ・全ての物品等の搬入口・受入れ設備は、受入口と取出口が分かれ、一方通行（ワンウェイ）となる構造とすること。
- ・廃棄等のため家畜の排せつ物等が付着した物品を持ち出す場合に必要な洗浄、消毒を行う施設を有すること。

### 4 物品・車両等の保管設備

- ・衛生管理区域内に獣医師等が使用する器具・器材（薬品や注射器等）を保管し、消毒ができる設備を設置する。
- ・衛生管理区域内で使用する資材（衣類、履き物等）及び車両を衛生管理区域外へ持ち出さないよう、衛生管理区域内に保管場所（倉庫等）及び駐車場所を確保する。
- ・サブエリアで使用する資材（衣類、履き物等）や車両を衛生管理区域内へ持ち込まないよう、サブエリアに保管場所（倉庫等）及び駐車場所を確保する。

### 5 豚の受入・出荷設備

- ・導入豚の受入れ設備（受入台等）及び出荷豚の積出し設備（出荷デポ、出荷台等）を整備し、導入と出荷の導線が交差しないよう配置する。

### 6 豚の飼育施設

- ・豚舎は、豚舎ごと又は、壁等で仕切られた部屋ごとにオールイン・オールアウト<sup>※</sup>できる構造とする。  
※オールイン・オールアウトとは、豚舎を空にして、新たな豚群を一度に導入して一定期間飼養し、また一度に空にする方式。
- ・導入豚を一時的に隔離飼育可能な施設を主豚舎とできるだけ離れた場所に設置する。
- ・豚舎の出入口には、人や資材（衣類、履き物等）の更衣・消毒の設備を備え、一方通行（ワンウェイ）となる構造とすること。
- ・豚舎（排せつ物の搬出設備を含む）は野生動物の侵入を防ぐための構造を有する又は防鳥ネット等で閉鎖する。

- ・飼養環境の改善を図るため、豚舎周りの暑熱対策を講じるとともに、豚舎に豚舎規模に応じた換気扇を設置することが望ましい。
- ・衛生管理区域内の豚の移動を行う場合は、移動のための施設（豚舎間通路等）若しくは設備（移送用ケージ、フォークリフト等）を有すること。

## 7 飲用水設備

- ・飼養する家畜に水道水等の飲用に適した水以外の水を給与する場合には、消毒するための設備を有すること。

## 8 飼料の受入・搬入設備

- ・荷受け用飼料タンクは、衛生管理区域の外縁に設置し、衛生管理区域外から直接投入できる位置に設置する。
- ・荷受け用飼料タンクから衛生管理区域内のタンク等への飼料の移送は、搬送ライン又は衛生管理区域専用のバルク車等により行う。
- ・袋詰め飼料を使用する場合は、衛生管理区域に持ち込む前に殺菌処理ができる設備（くん蒸庫等）を設置するとともに、衛生管理区域外から持ち込んだ飼料を衛生管理区域内で取出しできる構造とする。

## 9 肉を含む食品循環資源の加熱処理施設

- ・農場内において、肉を含む食品循環資源の加熱処理及び飼料化を行う場合は、加熱処理施設を衛生管理区域外に設置する。

## 10 電気・ガス等設備

- ・衛生管理区域用のプロパンガス庫や燃料タンク等は、衛生管理区域外で交換や供給できるよう、衛生管理区域との境界に設置する。
- ・電気、ガス、水道等の検針が衛生管理区域外で行えるようにメーター類を設置する。

## 11 へい獣処理設備

- ・へい獣を適切に保管・処理可能な施設（関係法規に適合した一時保管用冷蔵庫、焼却炉等）を、衛生管理区域の外縁、かつ豚舎からできるだけ離れた場所に設置する。
- ・へい獣処理設備は、野生動物の侵入を防ぐための構造を有する又は、防鳥ネット等で閉鎖する。

- ・外部の車両等が衛生管理区域に進入することなく、へい獣の搬出が可能となるよう、衛生管理区域外から積出しできる構造とする。

## 12 糞尿処理設備

- ・衛生管理区域内に飼養規模に応じた適切な糞尿処理設備を設置する。
- ・糞尿処理設備は、野生動物の侵入を防ぐための構造を有する又は、防鳥ネット等で閉鎖する。
- ・外部の車両等が衛生管理区域に進入することなく、堆肥の搬出が可能となるよう、衛生管理区域外から積出しできる構造とする。

以上

# 養豚農場の飼養衛生管理のための 施設整備に係る推奨基準

緩衝帯

へい獣保管庫

主豚舎から離れた位置に設置  
サブエリアから取出し可能な構造

堆肥舎

サブエリアから取出し可能な構造

豚舎

オールイン・オールアウトできる  
構造

内柵 (金属フェンス)

豚舎出荷台

豚が直接地面を歩かずに移動さ  
せる設備

衛生管理区域

豚舎入口更衣室

豚舎毎に衣類、履物を交換

飼料タンク

衛生管理区域外から投入できる  
位置に設置

出荷デポ

車両、人を衛生管理区域に入れ  
ずに出荷できる構造

事務所

衛生管理区域内とサブエリアと  
の境界に設置

更衣室・シャワー室

ワンウエイで更衣、シャワーでき  
る構造

飼料搬送ライン

野生動物と飼料の接触を遮断す  
る構造

バスボックス

小物類は紫外線殺菌し、衛生  
管理区域側で受取可能な構造

シャワー室

通路舗装

コンクリートやアスファ  
ルトで舗装し、土と隔離

入荷台・一時隔離施設

主豚舎とできるだけ離れた位置に設置

関係者出入口

サブエリア専用靴に履き替え

くん蒸庫

袋入りの飼料、資材等を薬剤消毒

保管庫 (倉庫)

車両消毒場

衛生管理区域への入場は高圧洗  
浄機で再消毒

外柵 (金属フェンス)

金属製柵の高さは2m以上確保

車両消毒ゲート

上下、左右から徹底消毒

サブエリア

外柵 (電気柵)

従業員駐車場

プロパンガス・燃料タンク

衛生管理区域外で交換、  
供給可能な位置に配置

側溝

農場外からの雨水の侵入を防止

緩衝帯

岐阜県

## 野生いのしし対策の現状と課題について

### 1 捕獲の強化

- 昨年度、CSFウイルス拡散防止の観点から、県下全域を指定猟法禁止区域に指定したうえで、県内猟友会に委託し、狩猟に代わる広域捕獲を実施したほか、調査捕獲の従事者を168名から332名に倍増、ICTを活用した捕獲通知システムを試験導入するなど、捕獲の強化を図ったが、捕獲実績は5,880頭と目標の約39%にとどまった。

#### <年度別捕獲実績>

	調査捕獲等	有害捕獲	広域捕獲※	計
H29	65	7,052	5,056	12,173
H30	555	8,310	2,114	10,979
R1	1,574	3,586	720	5,880
捕獲目標	2,700	9,000	3,300	15,000

※H29は狩猟（全域）による捕獲実績。H30は狩猟（一部地域）による捕獲実績。

#### （参考 本県における捕獲区分について）

- 「調査捕獲」
  - ・ CSF浸潤状況の把握、経口ワクチン散布のサーベイランスのため、県が県猟友会に委託し実施。
  - ・ 経口ワクチン散布箇所から、おおむね2km以内で実施。
- 「有害捕獲」
  - ・ 農林水産業等の被害防止を目的として市町村が実施。
  - ・ 住民からの捕獲要請に基づいて実施。（主に4月～10月）
- 「広域捕獲」
  - ・ 狩猟によるCSFの拡散を防止する観点から、県内の狩猟免許所有者に限定し、狩猟に代わる捕獲として実施。（期間は、狩猟期と同じ11/1～3/15に設定）
  - ・ 調査捕獲の実施エリア外で実施。

## 【ICTの活用による捕獲通知システムの導入状況】

### (1) 捕獲通知システムの概要

- ・くくりわなや囲いわななどに獣がかかると、携帯電波などを利用して、スマートフォン等へメールにて通知するシステム。
- ・捕獲状況の通知が来ることで、見回りや止め刺しの事前準備などの負担を軽減。

### (2) 試験導入（R1）の状況

- ・可茂地域（美濃加茂市、可児市、坂祝町、富加町）30基（利用人数12人）
- ・揖斐地域（揖斐川町、大野町、池田町）20基（利用人数8人）
- ・恵那市 10基（利用人数1人）

※ R2年度は、全県において400基を導入予定。

（R2事業費：21,996千円）

## 【ICTを活用した囲いわなの試験導入】

### (1) ICTを活用した囲いわなの概要

- ・箱わなに設置したカメラの画像をPC等に送信。画像を見ながら、遠隔で扉（ゲート）を閉めることができるシステム。
- ・いのししの群れを効率的に一網打尽にできる。

### (2) 試験導入（R1）の状況

- ・恵那市と坂祝町でそれぞれ1基。（計2基）
- ・いのししの誘引が十分にできず、群れ全体の捕獲には至らなかった。

※ R2年度は、囲い込み方法を変えるなど、警戒心を下げる誘引方法の実証を揖斐と飛騨の2カ所を実施予定。（R2事業費：9,636千円）

- また、調査捕獲での捕獲頭数は、西濃・飛騨地域において感染が遅れて発生したため捕獲の期間が短くなったことや、狩猟期の指定猟法禁止によるモチベーションの低下などの理由により地域ごとにバラつきが出ている。

<地域別捕獲頭数（R1）>

	岐阜	西濃	中濃	東濃	飛騨	合計
捕獲頭数	274	654	1,349	1,660	1,943	5,880
調査捕獲	158	174	520	588	134	1,574
有害捕獲	77	444	630	826	1,609	3,586
広域捕獲	39	36	199	246	200	720
検査頭数 ※1	227	258	840	665	264	2,254
調査捕獲従事者数 R2.3 末時点	43	41	112	80	56	332
ワクチン散布 対象メッシュ数 ※2	390	439	1,292	669	1,610	4,400
森林面積 (km <sup>2</sup> )	585	980	2,009	1,166	3,671	8,411

※1 調査捕獲、有害捕獲の一部及び死亡個体の PCR 検査頭数

※2 ワクチン散布対象メッシュの1メッシュの面積は1km<sup>2</sup>。

**【分析】**

- ・ C S F 感染による死亡や前年度からの捕獲強化の継続により、いのししの生息数が少なくなっていると推察され、それに伴い有害捕獲数が少なくなるなど捕獲総数が減少した。
- ・ 広域捕獲では、捕獲個体をジビエ利用できず、また、捕獲個体の適正処分が求められたことなどから捕獲意欲が低下し、捕獲数の大幅な減につながった。

**【今後の課題】**

- ・ 現状を把握するためのより詳細な生息数調査の実施
- ・ 地域別いのしし生息数や捕獲従事者の確保状況など、地域特有の課題を踏まえた地域別捕獲計画の策定
- ・ 感受性個体となる幼獣の個体数削減を図る効率的な捕獲方法の検討
- ・ 捕獲対策の長期化に備えた捕獲従事者の育成・確保及び猟友会の体制強化支援
- ・ 市町村焼却施設の活用促進などによる、捕獲個体を適正に処分しやすい環境の整備
- ・ 捕獲個体のジビエ利用に向けた適正処理・検査手法の検討及び処理基準・マニュアルの整備



## 2 経口ワクチン散布

### <経口ワクチン散布実績>

〔令和元年度〕

第1期：拡散防止柵（本巢市から恵那市までの144 km）内と柵外の陽性  
個体発見地点にスポット散布（0.5 箇所/㎢）

第2期：ウイルスの拡散防止を目的にCSF感染確認エリアの外側に  
ワクチンベルトを設定。当該ベルトと養豚場周辺は重点散布  
エリアとして0.7 箇所/㎢、その他は0.3 箇所/㎢を散布。

第3期：陽性個体が県内全域に拡大したため、野生イノシシが生息する  
県内34市町村全てで散布を実施。ただし、降雪の影響から、  
郡上より南側を中心に散布。養豚場周辺は重点散布エリアと  
して、0.7 箇所/㎢、その他は0.4 箇所/㎢。

〔令和2年度〕

春 期：県内34市町村全てで散布を実施。

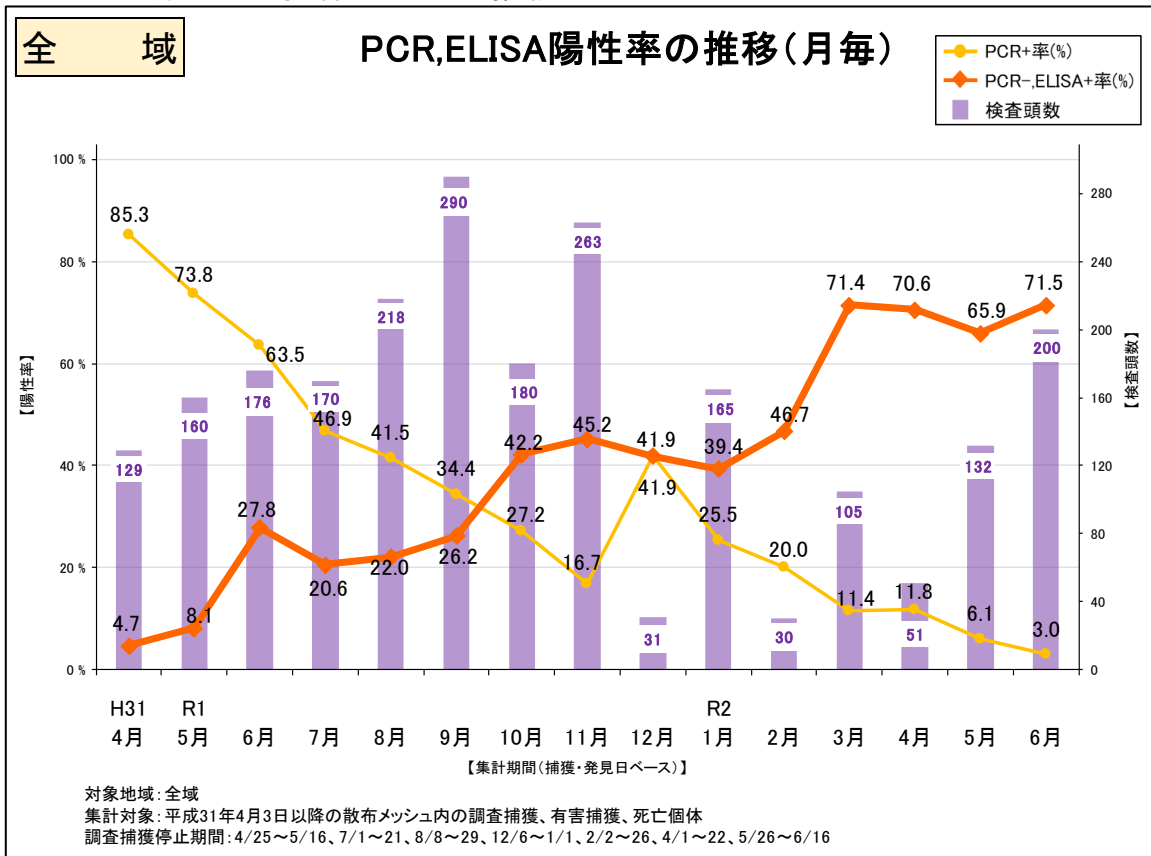
飛騨地域の散布地点を再設定（510 箇所→765 箇所へ増）したこ  
ともあり、これまでで最大の2,200 箇所に散布を実施。（養豚  
場周辺は0.7 箇所/㎢、その他は0.4 箇所/㎢）

〔圏域別の散布箇所数の実績〕

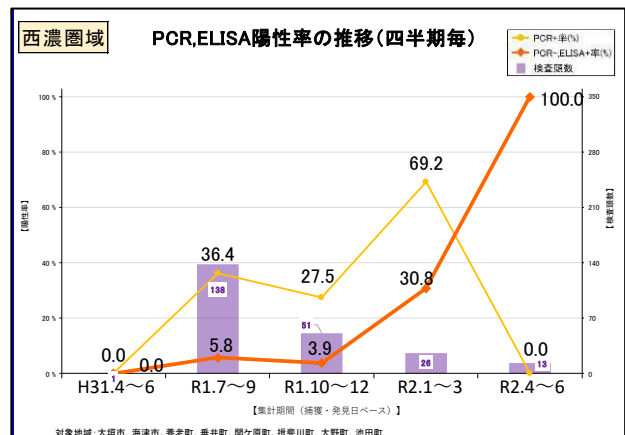
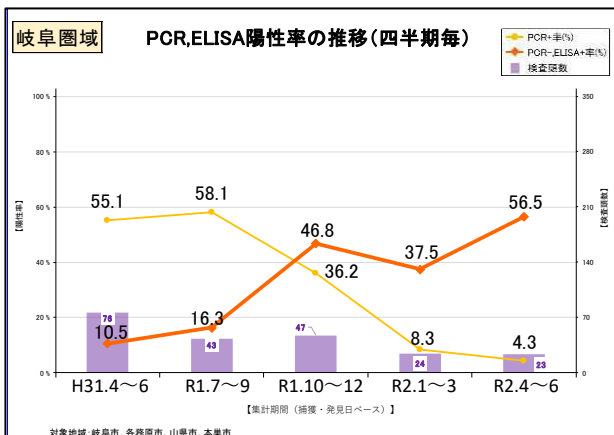
	R1第1期		R1第2期		R1第3期		R2春期		合 計
	1回目	2回目	1回目	2回目	1回目	2回目	1回目	2回目	
全体	600	937	1,796	1,810	1,199	1,201	2,197	2,194	11,934
岐阜	81	119	144	143	131	185	214	214	1,231
西濃	0	0	256	256	103	166	215	215	1,211
中濃	347	504	516	511	412	412	619	622	3,943
東濃	172	289	399	390	279	280	384	378	2,571
飛騨	0	25	481	510	274	158	765	765	2,978

- これまでに、4期8回（H31.3月、R1.5月、7月、8月、12月、R2.2月、4月、6月）の経口ワクチン野外散布を実施してきており、R2.3以降の県全体のサーベイランスの結果は、CSF終息の目安とされる60%を超えているものの、地域毎に見ると抗体付与率のバラつきが出ている。

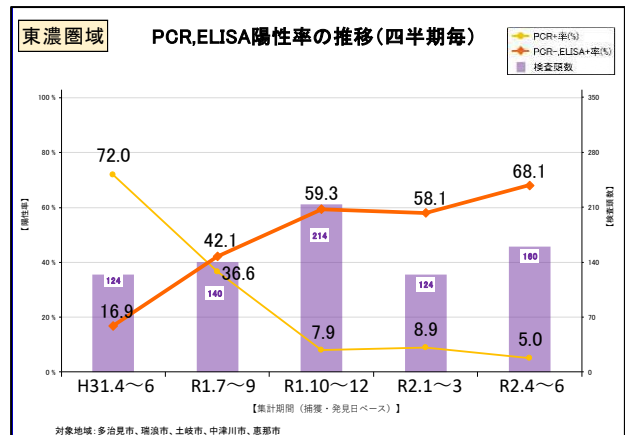
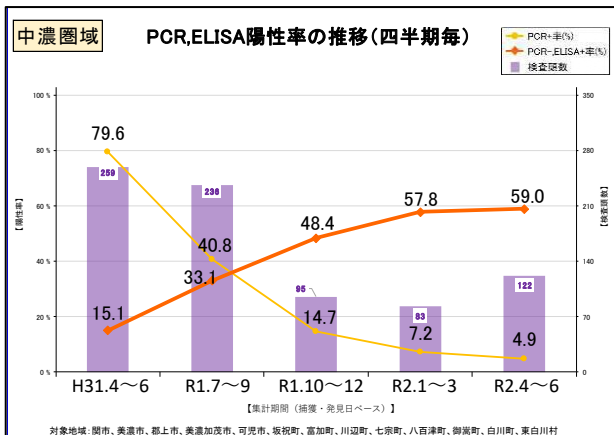
< C S F 陽性率と抗体付与率の推移 >



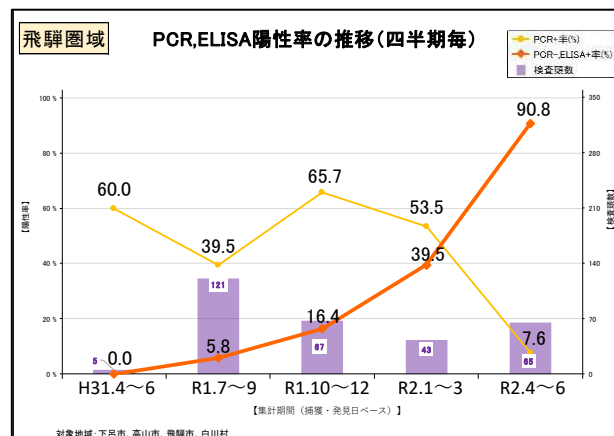
- ・ 全域で見ると、昨年秋に抗体付与率が40%を超え、直近(R2.6)ではCSF陽性率(PCR+)が3.0%、抗体付与率(PCR-, ELISA+)が71.5%となるなど、対策の効果が出ていると考えられる。



- ・ 岐阜圏域では、昨年夏頃にCSF陽性率の減少と抗体付与率の上昇がみられるが、以降の検査数が少ないため、今後の動向を確認する必要がある。
- ・ 西濃圏域においては、抗体付与率が上昇している期間が認められるものの、検査数が少ないため、現時点では傾向が判断できない。



- 中濃、東濃では、今年に入ってCSF陽性率が10%前後で推移しており、抗体付与率についても60%前後を維持。収束に向けて良い傾向と考えられる。



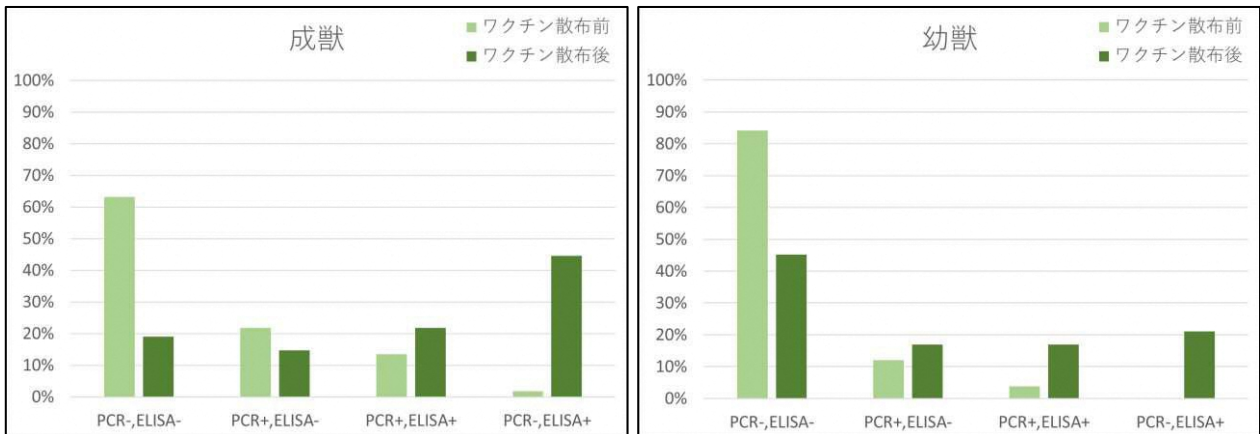
- 飛騨圏域では、本年4~6月期に急激なCSF陽性率の減少、抗体付与率の上昇がみられるが、今後の推移を注視する必要がある。

### 【分析】

- 中濃、東濃圏域は、CSFの浸潤時期が早かったことに加え、経口ワクチンの散布回数が多い。また、農場が多いことから、経口ワクチンの散布密度も高いため、抗体付与率が高くなったと推定される。
- 西濃、飛騨圏域は、CSFの浸潤時期が遅かったため経口ワクチン散布の開始時期が遅かったこと、冬期の散布箇所数が少なかったことから、他圏域に比べ抗体付与率の上昇が遅くなっていると考えられる。

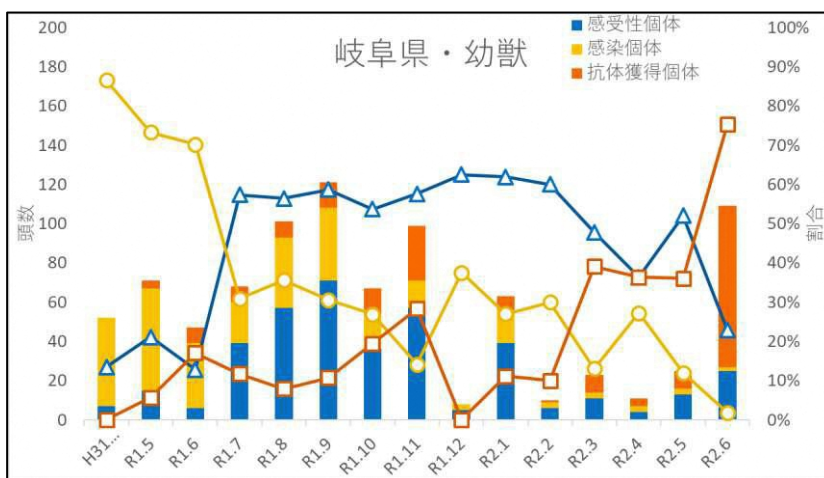
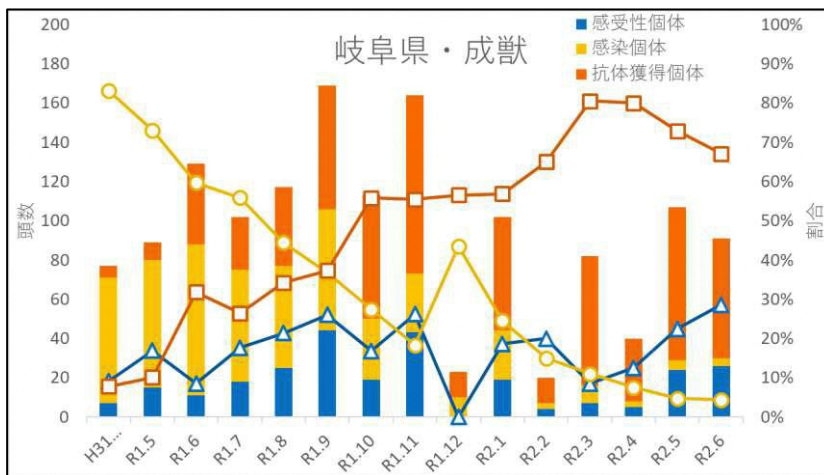
＜成獣・幼獣別のワクチン散布前後における抗体獲得状況＞

ワクチン散布前：H30. 9～H31. 4. 2      ワクチン散布後 H31. 4. 3～R2. 6



- ・ 成獣のほうが幼獣に比べ、抗体を獲得したいのししの割合が高い。
- ・ 幼獣では、感受性個体の割合が高い。

＜成獣・幼獣別、感受性個体・感染個体・抗体獲得個体の割合の推移＞



- ・ 成獣では、R2. 4以降感受性個体の割合が上昇傾向
- ・ 幼獣では、R2. 6に抗体獲得個体の割合が急上昇したが、移行抗体の可能性もあるため、今後の推移を注視。

<圏域別、感受性個体・感染個体・抗体付与個体の状況>

R2. 1～3 月

区分	全域	岐阜	西濃	中濃	東濃	飛騨
感受性個体(PCR-、ELISA-)	88頭 (29%)	13頭 (54%)	0頭 (0%)	29頭 (35%)	43頭 (34%)	3頭 (7%)
感染個体(PCR+)	60頭 (20%)	2頭 (8%)	18頭 (69%)	6頭 (7%)	11頭 (9%)	23頭 (53%)
感染個体の抗体状況 陰性(ELISA-) : 陽性(ELISA+)	26頭 < 34頭	0頭 < 2頭	9頭 = 9頭	1頭 < 5頭	3頭 < 8頭	13頭 > 10頭
抗体付与個体(PCR-、ELISA+)	155頭 (51%)	9頭 (38%)	8頭 (31%)	48頭 (58%)	73頭 (57%)	17頭 (40%)

R2. 4～6 月

区分	全域	岐阜	西濃	中濃	東濃	飛騨
感受性個体(PCR-、ELISA-)	97頭 (25%)	9頭 (39%)	0頭 (0%)	44頭 (36%)	43頭 (27%)	1頭 (2%)
感染個体(PCR+)	20頭 (5%)	1頭 (4%)	0頭 (0%)	6頭 (5%)	8頭 (5%)	5頭 (8%)
感染個体の抗体状況 陰性(ELISA-) : 陽性(ELISA+)	4頭 < 16頭	0頭 < 1頭	0頭 = 0頭	0頭 < 6頭	2頭 < 6頭	2頭 < 3頭
抗体付与個体(PCR-、ELISA+)	266頭 (69%)	13頭 (57%)	13頭 (100%)	72頭 (59%)	109頭 (68%)	59頭 (91%)

- ・ 岐阜、中濃、東濃では抗体付与の方向に向いている。
- ・ 飛騨では直近において、抗体付与の方向への遷移が現れ始めている。

**【今後の課題】**

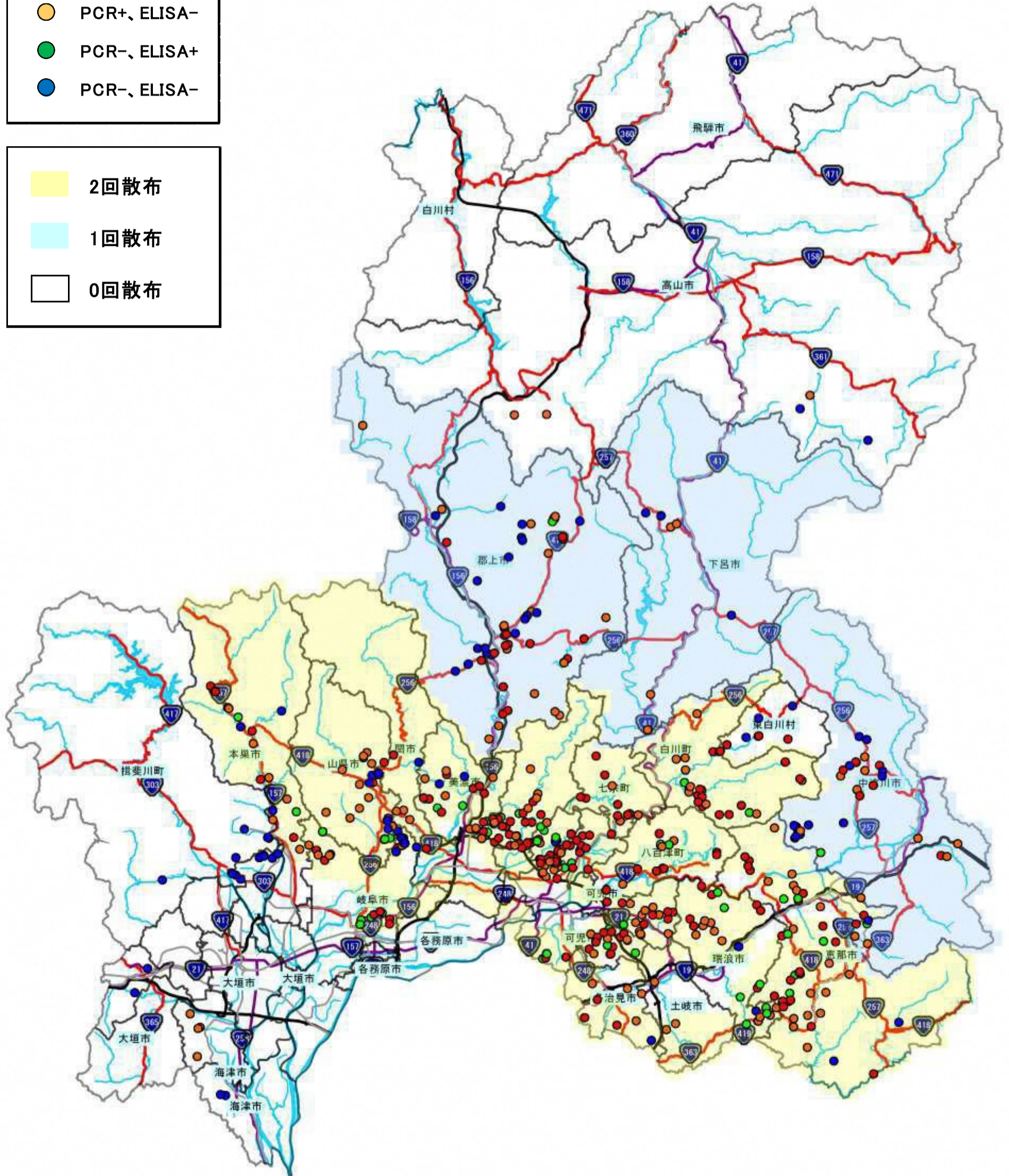
- ・ 抗体付与率が高い地域では、現状を維持する経口ワクチン散布を実施
- ・ 抗体付与率が低い地域では、重点散布する際の散布密度の基準と散布手法の検討
- ・ 野生いのしし対策の効果検証に必要な検査（サンプル）数の確保と分析手法の検討
- ・ 人手でワクチン散布できない県境、森林地帯への対応の考え方整理とワクチン散布手法の検討
- ・ 歯列による年齢判定を導入し、幼齢個体の陽性率・抗体付与率のサーベイランスを詳細に実施
- ・ 幼齢個体の抗体付与率を上げるための経口ワクチン散布方法を検討



# 散布回数別 経口ワクチンのサーベイランス結果 【(H31.4月～R1.6月)捕獲・発見分】

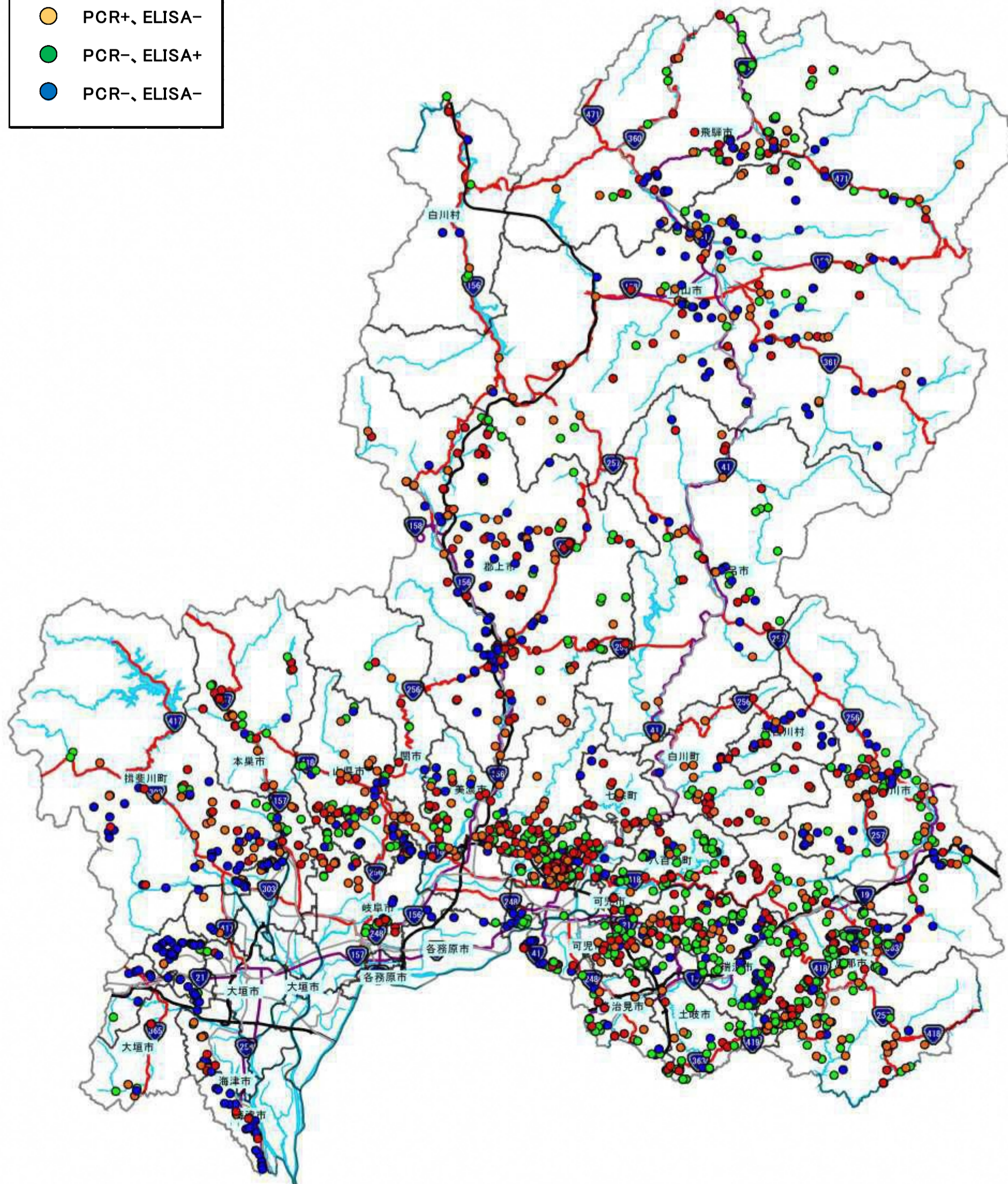
- PCR+, ELISA+
- PCR+, ELISA-
- PCR-, ELISA+
- PCR-, ELISA-

- 2回散布
- 1回散布
- 0回散布



# 経口ワクチンのサーベイランス結果 【全期間の捕獲・発見分 (H31.4.3~R2.6.30)】

- PCR+, ELISA+
- PCR+, ELISA-
- PCR-, ELISA+
- PCR-, ELISA-





## 今後の野生いのしし対策の進め方について

### 1 野生いのししのCSF撲滅に向けた目標値の設定

- ・ CSFの撲滅に向け、欧州における指標を基に野生いのしし対策の目標値を設定。

〔CSF撲滅に向けた目標（暫定）〕

県内5圏域ごとに抗体付与率60%以上を維持

※現在実施中の県内の野生いのしし生息状況調査の結果（9月末頃予定）をもとに、欧州を参考に、生息密度1頭/㎢も目標に加えることを検討。

#### 【課題・論点】

- ・ 山々が急峻かつ連坦している日本の環境や地形、ウイルス株の性質（中間的毒性）を踏まえ、日本版の目標値について継続的に議論。
- ・ 撲滅に向けては、全国一律の対応が必要。

### 2 捕獲強化

#### （1）地域別捕獲計画の策定

- ・ 各地域における捕獲目標頭数と捕獲強化策を記した計画を10地域（農林事務所単位）で策定。
- ・ ICTを活用した捕獲わなによる効率化や捕獲従事者の増加など、捕獲体制を強化。
- ・ スマホアプリの開発によるデータ収集及び捕獲の効率化。
- ・ 地域別捕獲計画に幼齢個体及び妊娠期の雌の捕獲強化を位置づけ。

〔捕獲目標頭数〕

当面、15,000頭の目標を維持。

※現在実施中の県内の野生いのしし生息状況調査の結果（9月末頃予定）も踏まえ、捕獲目標頭数を更新。

※生息数調査は毎年実施し、計画の進捗管理と目標頭数を見直し。

#### 【課題・論点】

- ・ 捕獲個体の適正処分における更なる負担軽減の方策や、高齢化等による担い手不足への対応を検討。

## (2) 狩猟の取扱い

- ・ 捕獲圧を高めることに加え、担い手の確保・育成やシカによる食害など増加する鳥獣被害抑制の観点も含め、県猟友会とも協議し、これまでの「指定猟法禁止のもとでの許可捕獲（広域捕獲）」から「県猟友会による狩猟」の実施に転換。

### 県猟友会による狩猟＋自家消費

- ・ 防疫措置を徹底しつつ、捕獲圧を高めるため、県猟友会会員による狩猟を実施（県外の狩猟者については、本県への入猟を自粛）。
- ・ 捕獲個体は、国のルールに基づき自家消費を認めることとするが、ウイルス拡散を防止するため、その取扱いを徹底。

#### <ウイルス拡散防止のための対策>

- ・ 従来の①、②に加え③、④を追加して実施。
  - ① 県内捕獲者を対象とした防疫研修会の開催
  - ② 県内捕獲者全員に、薬剤と噴霧器を配布
  - ③ 解体、血液や内臓等の処理方法についてマニュアルを提示し、防疫研修にて周知。
  - ④ 県内捕獲者に対し、CSF対策啓発チラシを送付（毎月）

※ 県猟友会において取り組む防疫措置や県外狩猟者の入猟自粛措置は別紙のとおり。

#### 【課題・論点】

- ・ 経口ワクチン散布期間を踏まえた捕獲休止期間の設定と周知徹底
- ・ 捕獲実績の定期的な把握方法の整理

#### <イノシシの自家消費について ※RI. 8. 28 農水省通知より抜粋>

- ・ 感染確認区域内で捕獲したイノシシ肉等は、感染確認区域外に持ち出さないこと。
- ・ 感染確認区域内において、イノシシ肉を自宅等へ持ち帰る場合、捕獲現場または現場付近の解体施設で解体した上で、イノシシ肉のみを容器で密封した状態で持ち帰ること。
- ・ 感染確認区域内で捕獲したイノシシの肉の利用は、原則として自家消費のみとし、市場流通や他人への譲渡は行わないこと。なお、適切に加熱処理をした場合はその限りではない。

### (3) いのしし肉のジビエ利用

- ・ 将来の利用に向け、国ガイドライン（野生鳥獣肉の衛生管理に関する指針）改正の検討材料となる国実証事業（簡易検査手法及び交差汚染対策の検証）を県内2か所で実施。
- ・ 国ガイドライン改正にあわせ、県ガイドライン（ぎふジビエ衛生ガイドライン）改正を検討。

#### **【課題・論点】**

- ・ いのしし肉のジビエ利用を可能とする場合の基準設定（地域、CSF感染状況など）
- ・ 国ガイドラインを踏まえた、処理、検査及び流通に係るマニュアルの整備と遵守徹底

### 3 経口ワクチン散布

#### (1) 地域・時期の重点化

- ・ 抗体付与率の目標達成を目指し、低い地域に重点的に経口ワクチンを散布。
- ・ 抗体付与率が高い地域では、春に生まれた幼獣が経口ワクチンを摂取できるようになる11月から12月に重点的に散布。

※国からのワクチンの配布数に上限があることを前提として

##### 【方法1 散布地域の重点化（春季2回目、夏期が対象）】

- ・ 抗体付与率が60%以上で安定して推移している地域の散布量については、抗体付与率を維持するのに必要な水準に減らし、抗体付与率の低い地域の散布量を割り増しする。

抗体付与率が60%以上の地域 → 一つの穴に埋める個数を2個から1個へ。  
農場周辺は個数を維持。

抗体付与率が低い地域 → 散布する箇所数を約2割増加。

##### 【方法2 冬期散布への重点化】

- ・ 春に生まれた幼獣が、生後5~6か月になる11~12月に、経口ワクチンの散布密度を高める。

##### 【課題・論点】

- ・ サーベイランス結果を踏まえた効果的な重点化方法を随時検討。
- ・ 抗体付与率60%以上を安定的に維持するためのワクチン散布方法の検討。

#### (2) ワクチン空白エリアの周辺におけるワクチンの高密度散布帯の構築

- ・ 人手が入れず、環境中のCSFウイルスの温床となりうる森林地帯への対応として、周辺へのワクチン散布を高密度化。

##### 【課題・論点】

- ・ サーベイランス結果を踏まえた高密度散布帯の効果的な構築方法を随時検討。

### (3) ヘリコプターによる空中散布

- ・ 国は、効率的なワクチン散布の方法として、栃木県、群馬県でヘリによる空中散布の実証試験を実施し、マニュアルを作成。
- ・ 本県において、人手の入れない森林地帯（国有林等）における対応手法の一つとして、ヘリ散布の活用を検討。
- ・ このため、今年秋を目途に実証を実施。

#### 【課題・論点】

- ・ 実証結果や費用対効果を踏まえて、活用方法を検討

## 4 持続可能かつ有効なサーベイランス

### (1) 検査数の確保

- ・ 血液採取とリアルタイムPCR検査を原則とし、調査捕獲、有害捕獲、狩猟期の捕獲など、様々な手法による捕獲個体からサンプルを確保し、検査を実施。

※ 検査数が少ない地域の市町村を中心に、順次、有害捕獲個体の血液サンプルの提供を依頼。

### (2) データ解析

- ・ CSF陽性率、抗体付与率の地域別（圏域別・市町村別）の集計・分析を引き続き実施。
- ・ 今後の有効な対策、より精度の高い地域の現状把握のためのデータ解析手法について、大学と連携して検討。

#### 【課題・論点】

- ・ 歯列による月齢データの解析による効果的な対策の検討

## 岐阜県猟友会が取り組む事項（案）

### 1 ウイルス拡散防止対策の徹底

※県内の非会員に対しても徹底を働きかけ

#### ① 防疫研修の実施

- ・ 県主催防疫研修会への参加
- ・ 猟友会支部での研修の実施
- ・ 猟友会内に指導員を設置し、現場における防疫対策のチェック及び指導の実施

#### ② 捕獲個体の適正処理

- ・ 捕獲個体の解体、血液等の処理の適正実施
- ・ いのしし肉の自家消費の徹底

### 2 県外狩猟者への自粛要請

- ・ 周辺県の猟友会に対し、岐阜県への入猟自粛を要請
- ・ 県外の狩猟者（猟友会非会員）に対して、岐阜県猟友会が事前周知
- ・ 県外狩猟者から登録申請があった場合は、岐阜県猟友会から自粛を改めて要請

### 3 安全対策

※県内の非会員に対しても徹底を働きかけ

- ・ 経口ワクチンの散布・回収期は狩猟を自粛

### 4 サーベイランスへの協力

- ・ サーベイランスのための血液サンプルの提供

# 狩猟期における捕獲について

○ 捕獲可能    ✕ 捕獲不可

参考（資料5）

	感染イノシシの発生している 近隣県の対応（R1、R2）	当県の対応（R1）	当県の対応（R2） [案]
イノシシ	狩猟  県外からの入猟自粛は求めている	広域捕獲  ＜県内狩猟者＞ ・許可捕獲（県猟友会限定） 従事者 1,800 名（2,300 名中）  ○	県内狩猟者による狩猟  ＜県内狩猟者＞ ・狩猟 狩猟者数 2,600 名 （県猟友会 2,300 名、他 300 名）  ○
	県内・県外狩猟者ともに ○	＜県外狩猟者＞ ・狩猟不可  ✕	＜県外狩猟者＞ ・岐阜県への入猟を自粛 （近隣県の猟友会へ自粛を要請）  ✕
捕獲個体の取扱い	C S F 発生地域は自家消費まで	全頭埋却又は焼却処分	自家消費を認める
イノシシ以外  ニホンジカ 鳥類（カモ、ハト、 キジ等） 等	狩猟  県内・県外狩猟者ともに ○	ニホンジカ  ＜県内狩猟者＞ ・許可捕獲（個体数調整）  ○	ニホンジカ  ＜県内狩猟者＞ ・狩猟 狩猟者数 2,600 名 （県猟友会 2,300 名、他 300 名）  ○
		＜県外狩猟者＞ ・狩猟不可  ✕	＜県外狩猟者＞ ・岐阜県への入猟を自粛 （近隣県の猟友会へ自粛を要請）  ✕
		鳥類  ＜県内狩猟者＞ ・狩猟不可  ✕	鳥類  ＜県内狩猟者＞ ・狩猟 狩猟者数 2,600 名 （県猟友会 2,300 名、他 300 名）  ○
		＜県外狩猟者＞ ・狩猟不可  ✕	＜県外狩猟者＞ ・岐阜県への入猟を自粛 （近隣県の猟友会へ自粛を要請）  ✕

○イノシシの自家消費について（令和元年8月28日付け農振第1268号農林水産省農村振興局長通知）

- ・豚コレラ感染確認区域内で捕獲したイノシシの肉の利用については、原則として自家消費のみとし、市場流通や他人への譲渡は行わないこと。なお、適切に加熱処理をした場合はその限りではない。

## 岐阜県CSF対策・養豚業再生支援センターの概要と農場の再開状況

### 1 センターの概要

#### (1) 目的

ASF（アフリカ豚熱）も含め、家畜伝染病に強い養豚産地づくりに向け、農家、業界団体、行政、地域が一体となった衛生管理向上の取組みを推進するとともに、農家の経営再開、産地の再生に向けた取組みを伴走支援する。

#### (2) 設置日

令和2年4月1日

#### (3) 主な業務

- 発生農家等の経営再開に向けた相談対応
- 農場の施設整備や経営再開に必要な取組みをソフト・ハード両面で支援
- 衛生管理強化に係る施設整備の推奨基準や農場管理の手引き等の作成
- 農場関係者に対する衛生管理強化に関する研修会等の開催
- 地域一体となった防疫強化に向けた「地域防疫を考える会」の開催

#### (4) 組織体制

県駐在職員2名、畜産協会への県派遣職員2名、協会コーディネーター1名の5名体制で活動。

岐阜県CSF対策・養豚業再生支援センター [岐阜県福祉・農業会館（一社）岐阜県畜産協会内]	
県（家畜伝染病対策課） 県駐在職員2名	（一社）岐阜県畜産協会 県派遣職員2名 コーディネーター1名

### 2 発生農場等の再開状況

（R2年7月末見込み）

農家区分	出荷再開	再導入中	導入予定		再開断念	合計
			R2年度	R3以降		
CSF発生	5	5	4	3	3	20
早期出荷実施	0	0	1	1	0	2
合計	5	5	5	4	3	22



## 「飼養衛生管理指導等計画」の策定について

### 1 背景

令和2年4月に改正された家畜伝染病予防法に基づき、県は、国の定める飼養衛生管理指導等指針（以下、「指導指針」）に即して、地域の実情に応じ、重点的に指導等を実施すべき事項や協議会の設置などを定めた計画（飼養衛生管理指導等計画（以下、「県計画」））を本年度中に策定・公表することとされた。

### 2 現時点で考えられる県計画の主な内容

- (1) 家畜伝染病の発生状況及び家畜衛生上の課題
- (2) 指導等に関する基本的な方向性
- (3) サーベイランスの実施計画に関する事項
- (4) 飼養衛生管理基準の重点的に実施すべき指導事項
- (5) 協議会等の活用及び相互連携

### 3 今後の対応（スケジュール）

- 国指導指針の公表           ：R2年7月（予定）
- 県協議会の設置・運用    ：R2年8月
- 県計画の国への提出      ：R2年12月
- 県計画の公表             ：R3年4月1日

※家畜区分ごとの家畜衛生上の課題や指導等の実施に関する基本的な方向や実施方針を策定。豚熱（CSF）等の特定家畜伝染病は策定済の「岐阜県家畜伝染病防疫対策要領」に基づき対応